

市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託
に関する審査委員会審査基準

市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線における道路空間再配分効果検討業務委託に関する審査委員会（以下「委員会」という。）の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する委員会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に熊本市都市建設局交通政策部公共交通推進課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 事務局は、「3 審査項目」のうち、配置予定技術者の評価について、提出書類を確認し、集計する。
- (3) 委員は提案書等の記載内容を確認する。
- (4) 委員会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (5) 委員は、「3 審査項目」のうち技術提案に対する評価に示した項目ごとに5段階で評価する。
- (6) 事務局は、(2) 及び(5)において、評価した点数の合計点の平均点を提案者の得点とする。

3 審査項目

次項「審査項目、配点及び審査基準（点数票）」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目「技術提案に対する評価（業務実施体制）」の点数が高い者を上位とする。「技術提案に対する評価（業務実施体制）」の点数も同じ場合は、委員会の協議により、契約候補者を選定する。
- (3) いずれの提案も得点が60点未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、得点が60点以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

審査項目、配点及び審査基準（点数表）

評価項目	評価の着眼点		評価内容	評価の重み	
配置予定技術者の資格 【事務局】	管理技術者	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	10	
		業務執行	過去10年間の同種業務の実績の内容	20	
	主たる技術者	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	10	
		業務執行	過去10年間の同種業務の実績の内容	20	
技術提案に対する評価 【委員】	実施体制		業務遂行に必要な専門性・経験のある従事者が配置されており、目的及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20	
	特定テーマに関すること	【テーマ】 熊本市圏の渋滞解消のためのベストミックスの考え方	的確性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	40
			独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	40
			実現性	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている等、提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	40
合計				200	